

## 平成 20 年度 建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

本市の建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札・契約制度については、継続した見直しが必要であると考えており、これまでも毎年度、種々の改善を行っていますが、平成 20 年度においても、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、さらに一層の透明性を確保し、業者間の公正な競争を促進するとともに、談合等の不正行為やダンピングの防止を図るため、次のとおり入札及び契約制度の改善を行います。

### 建設工事に係る改善

#### 1 入札参加条件の緩和

一般競争入札の入札参加者数が減少している実態を踏まえ、受注意欲や施工能力を有する業者の受注機会を確保し、より多くの入札への参加が可能となるよう、入札参加条件を緩和します。

項 目	現 行	改 善 後
元請での施工実績を求める期間	過去 10 年間	過去 15 年間（* 1）
同種工事の施工実績を求めない工事	原則として 設計金額 1 千万円未満	原則として 設計金額 3 千万円未満（* 2）

\* 1 平成 20 年度から毎年度 1 年間ずつ延長し、平成 24 年度に 15 年間とします。平成 20 年度は、過去 11 年間となります。

\* 2 設計金額が 1 千万円以上 3 千万円未満の工事は、同種工事の施工実績は求めませんが、当該発注工事と同じ工種（土木一式等の工事の種類）について、当該発注工事の設計金額の 5 割以上の金額（1 件あたり）での施工実績は求めます。

#### 2 災害関連工事請負業者の受注機会の確保

現年度、前年度及び前々年度に本市の災害関連工事を請け負い災害復旧に協力した業者について、工事成績優良業者限定入札への入札参加を認めることにより、受注機会を確保します。

災害関連工事とは、設計金額 100 万円以上の工事で、工事名に「災害復旧」、「応急復旧」、「崩壊地復旧」、「林道復旧」、「応急本工事」、「応急仮工事」などがついた災害の復旧を目的とした工事をいいます。

### 3 随意契約における予定価格の事前公表の実施

予定価格250万円を超える競争入札と同様に、設計金額100万円以上予定価格250万円以下の特命随意契約を除く随意契約についても予定価格を事前公表します。

これに伴い、見積合わせの回数を3回から1回に変更し、工事費内訳書の提出を義務付けます。

### 4 共同企業体発注方法の見直し

#### (1) 混合入札の導入

これまで共同企業体を対象としていた工事について、談合防止の観点から、請負金額の50%以上を地元業者に下請発注することを条件に、単体企業の参加を認めます。

#### (2) 共同企業体構成員数の変更

構成員相互の緊密な意思疎通を図り、円滑な共同施工を確保するため、構成員数の上限を4者から3者に改めます。

## 建設コンサルタント業務等に係る改善

### 5 一般競争入札の拡大

一般競争入札の適用対象を、原則として設計金額1千万円以上から500万円以上に拡大します。

### 6 低入札価格調査制度における数値的判断基準の導入

的確かつ効率的な低入札価格調査を行うため、建設工事と同様に数値的判断基準（失格基準）を導入します。

なお、建設コンサルタント業務等においては、低入札価格調査制度を一般競争入札のみに適用しており、通常型指名競争入札については適用していません。

低入札価格調査において契約の相手方としないことを判断する基準

現 行	改 善 後
「基本的判断基準」のみ 調査に協力的でない。 設計仕様等を満足していない。 など10項目	左記の「基本的判断基準」に「数値的判断基準」を加える。

#### 【数値的判断基準の内容】

以下の基準のすべてを満たしていない場合は、適正な履行が確保されない恐れがあると判断し、落札者としません。

- ① 入札額のうち直接費等が、本市設計金額の直接費等の60%以上であること
- ② 入札額のうち間接費等が、本市設計金額の間接費等の30%以上であること

【別表】低入札価格調査における数値的判断基準を適用するときの業務委託費構成

区分 分類	測量業務等 1	地質調査業務 2	建築設計業務等 3	土木設計業務等 4
直接費等	直接測量費 5 ・人件費等 ・材料費 ・機械経費 ・直接経費 ・技術管理費	直接調査費 ・材料費 ・人件費等 ・機械経費 ・直接経費 間接調査費 6	直接人件費 特別経費 7	直接業務費 ・直接人件費 ・直接経費
間接費等	諸経費	諸経費	技術料等経費 諸経費	技術経費 諸経費

(備考)

それぞれの経費の内容は、公表されている積算基準等を参照のこと

- 1 道路環境調査(現地調査)、洪水痕跡調査、河川水辺環境調査、水質採水作業、水文観測、交通量調査等の業務を含む
- 2 一般調査業務を指し、解析等調査業務は含まない
- 3 工事監理業務、耐震診断関連業務等の業務を含む
- 4 補償関係コンサルタント業務、地質調査業務(解析等調査)、道路環境調査(既存資料調査)等の業務を含む
- 5 業務によって、直接調査費、直接業務費、直接採水費、直接費と呼ぶ
- 6 運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地料、旅費交通費、施工管理費、営繕費等
- 7 RIBC 利用料、PUBDIS 登録料等

7 実施時期

上記の建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る改善については、平成20年6月1日以降に入札公告等を行うものから適用します。

## その他のお知らせ

### 1 平成21・22年度建設工事競争入札参加資格審査申請について

平成20年4月に建設業法に基づく経営事項審査制度が改正され、本市が各業者の等級（格付け）を決定する際に採用している客観的事項（総合評定値）の算定方法が大幅に変更されました。

この変更により、個々の業者の総合評定値にどの程度の影響が生じるかは不明であるため、平成20年11月頃に、まず申請受付を行い、その影響について分析を行った後に、平成21・22年度の発注標準及び等級を決定します。

また、平成21・22年度の申請受付にあたっては、決算時期によって、改正前の経営事項審査結果通知を受けた業者と改正後の経営事項審査結果通知を受けた業者で、資格認定結果に不公平が生じる可能性があるため、改正後の経営事項審査結果通知だけを受け付けますので、改正前の経営事項審査結果通知しか受けていない業者の方は、平成20年4月から7月の間に、国土交通省及び各都道府県が実施する再審査を必ず受審し、改正後の基準による経営事項審査結果通知により資格申請を行ってください。改正前の経営事項審査結果通知では資格申請を行うことはできません。

なお、経営事項審査制度の改正内容及び再審査の詳細については、建設業の許可の手続きを行った国土交通省又は各都道府県にお問い合わせください。

### 2 建設工事における技術者登録制度の取り止め

開札後に入札参加資格の確認を行う入札後資格確認型一般競争入札の全面導入により、技術者の資格を事前に登録する必要がなくなったため、平成20年5月末で技術者の事前登録制度を取り止めます。

平成20年6月以降の技術者の資格確認については、各工事担当課において、入札参加資格確認時及び工事着手時に行います。

### 3 現場代理人の兼務の試行

一部の営繕・設備工事において、現場代理人の兼務を認めることを試行的に実施します。詳細は、都市整備局指導部技術管理課のホームページをご覧ください。

技術管理課のホームページは、広島市ホームページから「入札・契約」「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」でご覧になれます。

### 4 一般競争入札における入札参加資格申請書提出方法等の変更

これまで、建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札後資格確認型一般競争入札においては、資格確認申請書の提出について、開札後に入札担当者が落札候補者に電話連絡していました。

平成20年6月以降に入札公告を行うものについては、各入札参加者自身で「保留通知書到着のお知らせ」のメールを受信後に、電子入札システムにより「保留通知書」を確認し、「保留通知書」に記載された「最低入札業者」の方のみが、原則として当日午後5時までに、工事担当課又は業務担当課に資格確認申請書を提出してください。入札担当者から電話連絡は行いませんので、必ず「保留通知書」を確認してください。なお、「保留通知書到着のお知らせ」には、最低入札業者名は記載されていません。

また、低入札の場合においては、低入札での入札者及び調査基準価格以上での入札者のうち最低の価格での入札者のすべてに、開札日に資格確認申請書を提出することを求めていましたが、平成20年6月以降に入札公告を行うものについては、最低価格提示者のみに資格確認申請書の提出を求め、その後、最低価格提示者以外の資格確認が必要となった時点で、順次、該当者に対して資格確認申請書の提出を求めます。

#### 5 入札参加条件への不誠実な行為の追加

建設工事及び建設コンサルタント業務等の一般競争入札において、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者は、その後1か月間、入札に参加できないこととします。

#### 6 建設コンサルタント業務等における低入札価格調査方法等の変更

建設コンサルタント業務等の入札において、調査基準価格を下回る価格での入札については、低入札価格調査報告書の提出を義務付けていますが、平成20年6月以降に入札公告を行うものについては、必ず入札時に、低入札価格調査報告書を積算内訳書と一緒に電子入札システムの入札書に添付して送付することとし、開札日に持参することは認めないこととします。

また、調査基準価格の85%を下回る価格での入札については、さらに詳細な資料の提出を義務付けて、徹底した調査を実施します。

区 分	現 行	変 更 後
調査基準価格の85%を下回る入札の場合に提出が必要な書類	低入札価格調査報告書 (様式1～様式6)	現行の低入札価格調査報告書に加え、以下の資料が必要 ①諸経費等内訳書 ②労務費内訳書

#### 7 資格取消及び指名停止の期間延長

地方自治法施行令の改正に伴い、平成20年4月から資格取消及び指名停止の最長期間を2年間から3年間に延長しました。

## 補 足 事 項

### 1 電子入札システムの操作に関する問い合わせ

システム操作に関して不明な点がある場合は、電子調達ヘルプデスク（082-848-4115）までお問い合わせください。

### 2 発注見通し、入札公告及び入札結果の公表

「広島市電子調達システムポータルサイト」から見ることができます。

### 3 組織名の変更

平成20年4月から組織名を「契約部」から「契約部工事契約課」に変更しました。

#### 問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部工事契約課

電話(082)504-2280(直)

e-mail keiyaku-koji@city.hiroshima.jp

広島市ホームページ <http://www.city.hiroshima.jp/>